

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「第19条の2」を「第19条の2第1項」に改める。

第19条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第18条第1項」を「第18条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項および第7項から第14項までの規定中「第18条第1項の」を「第18条の」に改める。

附則第16項中「ものを除く。）」の次に「および令和4年度以前の年度分の保険税であって令和5年4月1日から規則で定める日までの間に納期限が定められているもの（同月1日前に被保険者の資格を取得したこと等により同日以降に納期限が定められているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和5年4月1日から適用する。